国立国会図書館

調査と情報―ISSUE BRIEF―

No. 1374（2026.10.14）

飲食料品の消費税減税をめぐる論点

はじめに
Ⅰ　飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ案の概要
　1　概要
　2　財源
Ⅱ　飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げをめぐる論点
　1　物価・消費への効果
　2　財源の確保
　3　金融市場への影響
　4　小売事業者の負担
　5　農林漁業者・外食産業への影響
　6　時限的な税率引下げに係る課題
おわりに

キーワード：国税、地方税、消費税

● 令和 8（2026）年 9 月 15 日、政府は「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」を閣議決定し、2 年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げを実施する方針を示した。

● 消費税減税をめぐって有識者から様々な論点が示されている。主要な論点として、物価や消費への効果、財源の確保、金融市場への影響が挙げられる。これらの論点をめぐる有識者の見解は分かれている。

● 特に、減税財源をめぐっては、減税が消費を刺激することで税収増が見込まれることもあり、財源の確保は十分に可能であるとする見解もあれば、特例公債に頼らずに財源を工面することは難しいのではないかという見解もある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課　三浦（みうら） 啓（けい）

第１３７４号

はじめに

政府は、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和 8 年 9 月 15 日閣議決定）（以下「大綱」）において、「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として「就業者負担軽減支援金」を導入することとし、令和 11（2029）年度の本格導入までの「つなぎ」として、「2 年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税 1%相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせて」行う方針を決定した[1]。消費税率の引下げは、平成元（1989）年の消費税導入以降で前例がない施策である。消費税率の引下げに向けた動きが進む目下の状況においては、学者やエコノミスト等から、飲食料品の消費税率引下げの影響や課題等について様々な論点が提示されている。本稿では、Ⅰ章において飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ案の概要を確認し、Ⅱ章において消費税率の引下げをめぐる主な論点を整理して概要を示す[2]。

Ⅰ　飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ案の概要

1　概要

大綱によれば、飲食料品の消費税率の臨時的な引下げは、現下の物価の上昇に鑑みて「租税及び社会保険料による負担の軽減のため」に行うものとされている（大綱, pp.1-2.）。実施期間、対象及び税率は表 1 のとおりである。なお、現行の消費税制において軽減税率の対象となっている週 2 回以上発行される新聞の定期購読分は現行の軽減税率（税率：8%）が維持される。

表 1　飲食料品の消費税率引下げの概要

期間	令和 9（2027）年 4 月 1 日～令和 11（2029）年 3 月 31 日
対象	現行の軽減税率の適用対象となっている飲食料品
引下げ後の税率	1%（うち消費税（国税）：0.78%、地方消費税（地方税）：0.22%）

（出典）「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和 8 年 9 月 15 日閣議決定）内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shouhizei_zeigakukoujo/pdf/sankou4.pdf> を基に筆者作成。

2　財源

飲食料品の消費税率を 8%から 1%へ引き下げることによる減収見込額は、国・地方合計で約 4.3 兆円と見積もられている[3]。大綱では、2 年間の臨時的な税率引下げ等に係る財源について、

---

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 9 月 30 日である。なお、本稿における人物の肩書は出典資料の公表当時のものである。

1 「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和 8 年 9 月 15 日閣議決定）内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shouhizei_zeigakukoujo/pdf/sankou4.pdf>

2 就業者負担軽減支援金、給付付き税額控除、消費税の廃止論、恒久的な税率引下げ等に係る論点については、本稿では取り扱わない。

3 第 221 回国会参議院財政金融委員会会議録第 13 号　令和 8 年 7 月 16 日 飲食料品に係る消費税をゼロ%に引き下げた場合の必要財源は年間約 5 兆円とされる（第 221 回国会衆議院財務金融委員会議録第 10 号　令和 8 年 5 月 29 日　p.6.）。大綱では、「所得に応じたきめ細かな給付」は飲食料品に係る消費税 1%相当分の範囲内で行うこととされている。このため、飲食料品の消費税の 1%への引下げ及び給付に要する財源は約 5 兆円となるとみられる。

「政府は、市場の信認を得られるよう、特例公債に頼らず、補助金等及び租税特別措置の適正化、追加的な租税収入以外の収入の確保その他の歳出及び歳入全般の見直しにより財源を確保することとし、令和 9（2027）年度の予算編成過程において行う予算編成改革の具体化の状況を踏まえて結論を得る」とされている（大綱, p.15.）。

Ⅱ　飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げをめぐる論点

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げをめぐっては、物価高に対する効果の程度や、経済・財政への影響、小売事業者や農林漁業者、外食産業への影響等、様々な論点がある。本章では、有識者による消費税率引下げに関する議論について、主な論点別に整理し、その概要を示す。

1　物価・消費への効果

本節では、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げにより、経済にどのような効果がどの程度あるのかについて（1）消費者物価への影響、（2）GDP（国内総生産）の押し上げ効果（経済効果）、（3）家計負担軽減効果の 3 つの観点から、有識者の主な見解を整理する。

（1）消費者物価への影響

永濱利廣氏（第一ライフ資産運用経済研究所首席エコノミスト）は、国民が不満に感じている点は食料品の値上がりであると指摘し、食料品の税率引下げは、この点にピンポイントに効果を発揮するため、国民が実感しやすい物価高対策であると評価している[4]。

食品価格への影響について、井上淳氏（みずほ総合研究所上席主任エコノミスト）及び池田亮平氏（同）は、食品価格が上昇傾向にあることから、減税効果が相殺され、負担軽減効果が実感できない可能性もあると指摘している[5]（図）。

図　食品価格の推移

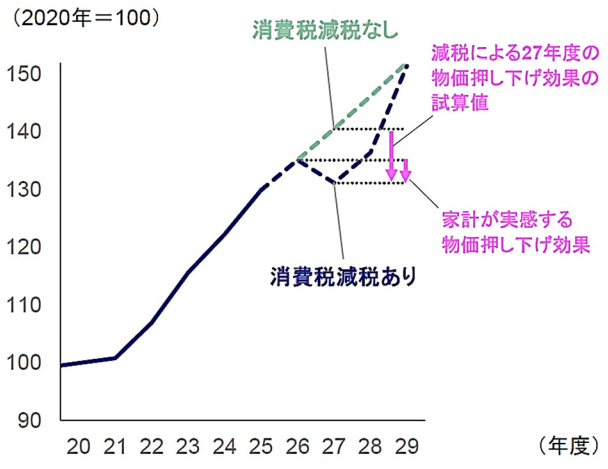

（出典）井上淳・池田亮平「消費税減税は家計負担を年間 5.6 万円軽減―ただし、負担軽減効果の「実感」は減税幅を下回る可能性―」『みずほ経済 EXPRESS』2026.8.10, p.3. みずほ総合研究所ウェブサイト <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/mhri/research/report/pdf/express-jp260810.pdf>

熊野英生氏（第一ライフ資産運用経済研究所首席エコノミスト）は、食料品消費税率の引下げ分（▲7%）が、そのまま食料品価格において引き下げられた場合、消費者物価指数は▲1.5%ポイントほど押し下げられると述べている。また、熊野氏は、過去 5 年の食料品価格の伸び率が年平均 5.8%であったことに触

[4] 「［問う　消費税 1%］給付より費用対効果高い　第一ライフ資産運用経済研究所首席エコノミスト　永浜利広氏」『読売新聞』2026.8.10.

[5] 井上淳・池田亮平「消費税減税は家計負担を年間 5.6 万円軽減―ただし、負担軽減効果の「実感」は減税幅を下回る可能性―」『みずほ経済 EXPRESS』2026.8.10, p.3. みずほ総合研究所ウェブサイト <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/mhri/research/report/pdf/express-jp260810.pdf>

れ、この食料品価格の値上げのペースが維持される場合、1 年 3 か月ほどで減税効果が値上げにより相殺されると指摘している[6]。熊野氏は、物価上昇の原因は輸入物価の上昇にあり、その原因の 1 つである円安に対する措置を取らず、消費税減税のみで物価高対策をすることは中長期的には意味がなくなる上、税収減や民間事業者へのレジ改修負担等の代償が大き過ぎるとして批判している。

諸外国の付加価値税（消費税に相当する税）の減税事例から、物価への効果に懐疑的な見方を示す有識者としては、森信茂樹氏（東京財団シニア政策オフィサー）が挙げられる。森信氏は、海外の付加価値税の減税事例には、事業者の経営安定が目的であったとされる事例もあることに触れ、付加価値税減税は消費者への効果が少なく、むしろ事業者のマージンを改善する効果があると述べている[7]。なお、過去の海外における付加価値税の減税[8]では、税率引上げ時に、減税分を上回って物価が上昇した事例もあると指摘されている[9]。こうしたリスクについては後述の「6（2）減税終了後の物価高騰リスク」において取り上げる。

（2）GDP の押し上げ効果（経済効果）

GDP の押し上げ効果の観点からは、飲食料品の消費税率引下げは、実質 GDP を一定程度押し上げるという見解が多い。例えば、井上淳氏・池田亮平氏は、飲食料品の軽減税率を 1%にすることは、実質 GDP を 0.2%ポイント押し上げる効果があると試算している[10]。木内登英氏（野村総合研究所エグゼクティブ・エコノミスト）は、食料品の消費税率を 1%に引き下げることによる 1 年間の実質 GDP の押し上げ効果は 0.19%ポイント程度であると試算している。なお、木内氏は、2 年目以降は押し上げ効果がほとんど期待できないと述べている[11]。木内氏は、消費税減税は社会保障の基礎的財源を損ない、財政を一段と悪化させるといった代償に比べ、経済効果の恩恵が小さいと批判している[12]。

他方で、永濱利廣氏は、消費喚起効果という点では、減税の方が給付金の支給よりも費用対効果に優れると主張している[13]。星野卓也氏（第一ライフ資産運用経済研究所主席エコノミスト）も、消費減税は所得減税や給付金支給よりも需要を喚起する効果が相対的に大きいと述べる。ただし、星野氏は、景気刺激策として効果が大きいからこそ、インフレが定着し、長期金利が上昇し、実質賃金もプラスに転じている中で、需要刺激策を採ることには経済対策として

---

6 熊野英生「消費税減税だけでは食料品値下がり幅は▲7%より小さい可能性―2027 年 4 月に値上げ品目が増えそうだ―」2026.6.8. 第一ライフ資産運用経済研究所ウェブサイト <https://www.dlri.co.jp/files/macro/617880.pdf>

7 森信茂樹「「食料品消費減税」では価格下がらず事業者マージンが増えるだけ！？高市首相主導の“サナエショック”の懸念」『ダイヤモンド・オンライン』2026.8.10.

8 諸外国における 2019 年以前の主要な付加価値税減税の事例及び付加価値税の廃止事例とその物価への影響等については、田村なつみ・瀬古雄祐「諸外国の事例に見る付加価値税の減税等」『レファレンス』829 号, 2020.2, pp.103-127. <https://doi.org/10.11501/11451660> も参照。

9 「消費税減税、欧州の教訓　増税時、物価高騰リスク」『日本経済新聞』2026.7.8.

10 井上・池田　前掲注(5), p.1.

11 木内登英「食料品の消費税率を来年 4 月に 1%へ引き下げることは可能か？そして適切か？:財源議論が後回しに」2026.6.1. &N 未来創発ラボウェブサイト <https://www.nri.com/jp/media/column/kiuchi/20260601_2.html>

12 木内登英「消費税「食料品 2 年間ゼロ」の GDP 押し上げ効果は 0.22%で割に合わない、高市首相“変節”の真実」『ダイヤモンド・オンライン』2026.1.31.

13 永濱利廣「食品の消費税率引き下げに関する評価と論点整理―給付より費用対効果高く、中低所得者への効果大―」2026.8.21, pp.2-3. 第一ライフ資産運用経済研究所ウェブサイト <https://www.dlri.co.jp/files/macro/654434.pdf>

ちぐはぐさが残ると疑問を呈している[14]。

なお、減税の開始前は減税を見越した家計の買い控えが、減税の終了前には税率引上げを見越した駆け込み消費等が予想されるため、個人消費は上下に振れることになるとみられる[15]。時限的な消費減税の経済効果をめぐっては、減税期間中の消費増は、その前後の消費減によって相殺され、長期的には消費増効果がないという見解もある[16]。

(3) 家計負担軽減効果

前出の井上淳氏・池田亮平氏は、家計負担額や食品価格の推移についても予測を行っている。両氏の試算によれば、飲食料品の消費税引下げによる所得階層別の負担軽減効果は、以下の表2 のとおりである。負担軽減額を所得で割った「負担軽減率」は、中低所得層の方が高くなる一方で、高所得層の負担軽減率は小さくなっている。なお、「負担軽減額」で見た場合、高所得層の方が大きい[17]。

中低所得層と高所得層のどちらに恩恵が大きいかは、識者により評価が分かれる。例えば井上・池田両氏は「実質的には中低所得世帯を相対的に手厚く支援する措置」であると評価する一方で、小黒一正氏（法政大学教授）は、高所得層で減税額が大きくなるということは、すなわち税制が果たすべき所得再分配機能に逆行するものであると批判している[18]。

表２　所得階層別の負担軽減効果

世帯所得	300 万円未満	300～500 万円	500～700 万円	700～900 万円	900 万円以上	平均
負担軽減率	2.0%	1.4%	0.9%	0.7%	0.5%	0.8%
負担軽減額	46,300 円	53,600 円	54,400 円	57,700 円	63,800 円	55,800 円
食品支出額	約 71 万円	約 83 万円	約 84 万円	約 89 万円	約 98 万円	約 86 万円
所得	約 240 万円	約 390 万円	約 590 万円	約 790 万円	約 1260 万円	約 670 万円

（注）井上・池田両氏の試算は総務省「家計調査」（令和 7（2025）年）を基に、消費税の軽減税率を 8→1%に引き下げたものとして行われている。また、両氏は今後も食品の値上がりが予想され、家計が実感する負担軽減効果は試算より小幅になる可能性があるとも述べている。

（出典）井上淳・池田亮平「消費税減税は家計負担を年間 5.6 万円軽減―ただし、負担軽減効果の「実感」は減税幅を下回る可能性―」『みずほ経済 EXPRESS』2026.8.10, p.1. みずほ総合研究所ウェブサイト <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/mhri/research/report/pdf/express-jp260810.pdf> を基に筆者作成。

２　財源の確保

高市早苗内閣総理大臣は、記者会見で消費税減税の財源について問われた際、「市場の信認を得られるように、特例公債に頼らず確保するということについて、御心配をいただかなくてもよいと考えております。見通しはしっかりと立っております」と述べている[19]。他方で、財源

---

[14] 星野卓也「日本―こじれる消費減税の裏側にあるもの―（内外経済ウォッチ）」『第一ライフ研レポート』2026.9. 第一ライフ資産運用経済研究所ウェブサイト <https://www.dlri.co.jp/files/dlri/654452.pdf>

[15] 井上・池田　前掲注(5), p.2; 藤本一輝「食料品の消費減税、再増税時の消費減少は避けられず」『Research Eye』No.2026-039, 2026.8.5. 日本総合研究所ウェブサイト <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/research/pdf/16886.pdf>

[16] 砂川武貴「食料品減税は日本に何をもたらすか」『Voice』585 号, 2026.9, pp.143-145; 宇南山卓「ポストコロナの消費刺激策 消費税の減税は必要か（グローバルインテリジェンス）」『日経ビジネス』2132 号, 2022.3.14, pp.62-64.

[17] 井上・池田　前掲注(5), pp.1-2.

[18] 小黒一正「【論考】食料品消費税ゼロの死角と「日本型・軽減税率」の再評価―給付付き税額控除の導入に向けて―」2026.2.18. 東京財団ウェブサイト <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4885>

[19] 「高市内閣総理大臣記者会見」2026.9.17. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/105/statement/2026/0917kaiken.html>

をめぐる有識者の見解は分かれている。

（1）租税特別措置・補助金見直しの動向

財源の一部を成すと見られる租税特別措置・補助金の見直しについては、大綱が示された時点までにおいては、難航していると報じられている[20]。内閣官房に設置された「租税特別措置・補助金見直し担当室」が集めた国民の意見を基に、各省庁が実施した租税特別措置及び補助金の自己点検により廃止の方針が示されたものはごく僅かであった[21]。片山さつき財務大臣は「現時点でその結果というのは当然、租特・補助金見直し担当大臣としては満足がいくものではありません」[22]と述べている。片山財務大臣は、今後、令和 9 年度税制改正や予算編成過程において、歳出面の見直しと併せて租税特別措置や補助金等の見直しを進めることを表明している[23]。

（2）財源の確保は可能であるとする見解

減税の財源を確保することができるかどうかについて、有識者の見解は分かれている。

若田部昌澄氏（早稲田大学教授）は、社会保障国民会議の実務者会議において、「財源・財政への影響は、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げるなかで吸収できる」としている[24]。

永濱利廣氏は、インフレの継続に伴い国の税収は上振れ傾向が続いており、内閣府が令和 8（2026）年 7 月に行った試算によれば、同年 1 月時点の試算と比較して令和 9（2027）年度の税収は基調的に 3.4 兆円上振れる見込みであるため、この増収分を財政が悪化しない範囲で活用する余地が存在すると主張している[25]。また、若田部氏、永濱氏は共に、減税によって消費の活性化等の経済効果が働くため、最終的な消費税の減収額は単純計算の年約 5 兆円には膨らまないという考えも示している[26]。

（3）特例公債に頼らない財源の確保は困難ではないかとする見解

土居丈朗氏（慶應義塾大学教授）は、特例公債に頼らずに財源をどのように確保するかについては、その輪郭すらつかめておらず、5 兆円近くを特例国債に頼ることなく賄うことは難しいのではないかとの考えを示している[27]。また、歴史的な円安を背景に近年注目が集まる外国

---

20 「租特・補助金　見直し限定的　成果見えず　政権危機感　概算要求や税制改正要望」『読売新聞』2026.9.10.

21 見直しの結果は各省庁のウェブサイトにおいて個別に示されている。租税特別措置のうち、明確に「制度の終了が相当」との点検結果を示しているのは経済産業省所管の事業再編に係る登録免許税の軽減のみであったと報じられている。なお、本制度は利用実績がなく、制度が廃止されても財源確保にはつながらないと指摘されている。「税優遇の見直し「廃止」1 件のみ　日本版 DOGE、120 件点検　財源捻出見通せず」『日本経済新聞』2026.7.6; 「（社説）置き去りの財源　一体で政策　示すべきだ」『朝日新聞』2026.7.12; 「認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減」経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_11.pdf>

22 「片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（令和 8 年 7 月 7 日（火曜日））」2026.7.7. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20260707.html>

23 「片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（令和 8 年 9 月 4 日（金曜日））」2026.9.4. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20260904.html>

24 若田部氏の見解は食料品に係る消費税率を時限的にゼロ%とすることについてのものである。若田部昌澄「消費税減税について」（社会保障国民会議　給付付き税額控除等に関する実務者会議（第 8 回）資料 2）2026.4.24, p.2. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuminkaigi/contents/20260424/02_siryou2.pdf>

25 永濱　前掲注(13), pp.4-5.

26 若田部　前掲注(24), p.2; 同上

27 土居丈朗「近づく「Point of No Return」財政危機を直視せよ」『Wedge』38(10), 2026.10, pp.24-27; 同「消費税減税

為替資金特別会計（外為特会）の為替差益について、牧田健氏（日本総合研究所調査部理事・主席研究員）は、現行法の下では活用できず、国債の発行や法改正を要する上、恒久財源にはなり得ないと指摘している[28]。

（4）社会保障財源の確保

消費税収は社会保障に関する経費に充てることが法で定められている[29]。吉川洋氏（東京大学名誉教授）は、社会保障を立て直し、将来不安を取り除くことが必要な今、富裕層を含めて多少の手取りを増やすために財源を削ることは大きな問題であると批判している[30]。

３　金融市場への影響

飲食料品の消費税引下げによる財政悪化への懸念から、国債の金利上昇、格付けの低下を招くのではないかという懸念も示されている。前出の木内登英氏は、財政が悪化すれば円安や債券安を招き、物価高や長期金利の上昇を通じて国民生活が圧迫され、消費税率引下げの効果を容易に相殺してしまうという見解を示す[31]。中空麻奈氏（かんぽ経済研究所主席研究員）は、3～5 年後の債務返済能力を示す国債の格付けについて、金利が上昇した場合にその安定性を欠くおそれがあると指摘している[32]。

こうした懸念の一方で、格付け会社（ムーディーズ・レーティングス）の担当者であるマーティン・ペッチ（Martin Petch）氏は、消費減税が一時的なものにとどまるのであれば財政への影響は限られ、歳出の見直しによって税収減が補われる場合には財政収支は大きく悪化しないという見解を示している[33]。

４　小売事業者の負担

これまで見てきたような、経済や財政に関する論点のほかに、事業者の実務的な負担や事業への影響に関する論点がある。社会保障国民会議における小売業界に対するヒアリングでは、価格表示の貼替え作業といった店頭の事務作業等に非常に大きな負担がかかるという見解が示

が家計の助けになるかは疑問。赤字国債なしの財源確保には相当な知恵が必要」『財界』74 巻 15 号, 2026.7.22, pp.36-37.

28 牧田健「財源としての外為特会―為替差益は原則繰入不可、剰余金は今後目減りへ―」『Research Focus』No.2026-039, 2026.8.21, pp.1-3. 日本総合研究所ウェブサイト <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/16927.pdf> 外国為替資金特別会計の基本的な仕組みとリスクについては、廣瀬淳哉「外国為替資金特別会計の現状と課題―外貨建資産の健全な運用に向けて―（短報）」『レファレンス』876 号, 2023.12, pp.127-139. <https://doi.org/10.11501/13122994> を参照。

29 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 1 条第 2 項 なお、このような法規定にもかかわらず、国民の間に社会保障の充実感が乏しく、消費税は社会保障のために使われていないという不信感が広まっているという指摘もある。森信茂樹「【論考】消費税はなぜ嫌われるようになったのか（連載コラム「税の交差点」第 141 回）」2026.6.1. 東京財団ウェブサイト <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4974>

30 「消費税の原点忘れるな　吉川洋・東大名誉教授」『日本経済新聞』2026.2.15.

31 木内登英「食料品の消費税率引き下げが閣議決定」2026.8.6. &N 未来創発ラボウェブサイト <https://www.nri.com/jp/media/column/kiuchi/20260806.html>

32 「消費税減税が招く「格下げ」の懸念　中空麻奈　かんぽ経済研究所主席研究員（エコノミスト 360°視点）」『日本経済新聞』2026.8.21.

33 なお、ペッチ氏は日本政府の債務負担能力について、債務残高は極めて高い水準であるものの、国債の大部分が膨大な国内貯蓄によって賄われていることから、債務返済能力は非常に高いと述べている。「消費減税、国債の信用力どうなる　「一時的なら影響限られる」　ムーディーズ担当者」『日本経済新聞』2026.8.11.

されていた[34]。外食等については消費税率が 10%に据え置かれる想定であることから、ファストフード[35]や玩具付き菓子[36]等の税率判断が難しい商品に係る混乱が生じる可能性も指摘されている[37]。

また、小売事業者におけるレジ改修の負担も、懸念すべき点ではないかとの報道が見られる。社会保障国民会議における POS（販売時点情報管理）レジシステム事業者へのヒアリングでは、消費税ゼロ%の適用ではなく 1%への引下げであれば比較的短期間（最大 5〜6 か月程度）で対応が可能という見解が示されていた[38]。小規模な事業者が用いているモバイル型 POS システム[39]であれば、ソフトのアップデートが中心となるため対応は短時間で完了するという。一方で、大手スーパー等が用いるターミナル型 POS システム[40]では、在庫管理や会計管理等の基幹システムとの密接な連携が行われており、ポイント付与や割引サービス等の独自サービスとも連動しているため、税率 1%の場合であっても、大規模なシステム改修等が負担となるという[41]。

５　農林漁業者・外食産業への影響

飲食料品に係る消費税率の引下げにおいては、免税・簡易課税事業者が多くを占める農林漁業者や標準税率が適用される外食産業への影響が大きくなるとの懸念が見られる[42]。

（1）農林漁業者への影響

仮に、農林漁業者が飲食料品の消費税率の引下げ分を価格に転嫁し、価格を引き下げた場合には消費税相当分を含む売上げが減少する。多くの農林漁業者は免税事業者や簡易課税事業者であり、仕入税額控除[43]ができないため、手取り収入が減る可能性がある[44]。大綱では、農林漁業者への対応として、資金繰り支援や給付金等の支給を行うことを盛り込んでおり、内容は予

---

34 「社会保障国民会議　第 2 回実務者会議　議事要旨」2026.3.18. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuminkaigi/contents/20260318/minutes.pdf>

35 飲食料品では、買ったものを店内で食べるイートインは標準税率が適用される一方で、持ち帰りであれば軽減税率の対象となる。どちらの税率を適用するかは、購入時に顧客に意思確認を行う方法で判定する。このため、顧客のモラル頼みとなることを疑問視する意見もある。「イートイン申告、モラル頼み？　消費税率 1%なら、広がる食料品税率差　「持ち帰りより損」、制度に疑問も」『朝日新聞』2026.7.4.

36 玩具付き菓子等についても、ファストフードにおけるイートインに係る税率判断と同様の問題がある。玩具付きの菓子等、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産を一体資産という。現行制度では、一体資産のうち、税抜き価格が 1 万円以下であって、食品の価額の占める割合が 3 分の 2 以上の場合に限り、その全体が軽減税率対象となる。「No.6102　消費税の軽減税率制度」国税庁ウェブサイト <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6102.htm>

37 佐藤主光「【論考】消費税減税と国民の本音？」2026.7.8. 東京財団ウェブサイト <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=5000>

38 「社会保障国民会議　給付付き税額控除等に関する実務者会議（第 5 回）　議事要旨」2026.4.8, p.7. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuminkaigi/contents/20260408/minutes.pdf>; 「参考資料（経済産業省）」（社会保障国民会議　給付付き税額控除等に関する実務者会議（第 13 回）資料 4）2026.6.3, p.4. 同 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuminkaigi/contents/20260603/04_siryou4.pdf>

39 インターネット上のサーバーで売上げ・顧客データ等を一元管理する POS レジをいう。「参考資料（経済産業省）」同上, p.2.

40 専用機器にパッケージソフトや独自ソフトウェアをインストールして利用するものをいう。同上, p.2.

41 「特集 消費減税に泣く外食、悩む内食、笑う中食 特需の裏で進む値上げ 「2 年後の崖」にらむ攻防」『日経ビジネス』2354 号, 2026.8.31, pp.42-49.

42 「「消費減税の影響軽減を」　外食業界や農家が要望　財源や支援の線引き課題」『日本経済新聞』2026.6.6.

43 消費税の課税事業者であれば、売上げに係る税額から仕入れに係る税額（肥料等の生産資材価格に含まれる消費税額）を控除し、控除しきれない場合には消費税の還付を受けることができる。「No.6613　免税事業者と仕入税額の還付」国税庁ウェブサイト <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6613.htm>

44 「[論説]消費税減税方針が決定　農家の負担軽減策　示せ」『日本農業新聞』2026.8.7.

算編成過程において具体化するとしている（大綱, p.6.）。大綱に盛り込まれた給付金の導入方針について、農業界では評価する声が広がっていると報じられている[45]。

（2）外食産業への影響

外食に係る消費税率は 10%に据え置かれる。軽減税率が適用される内食・中食[46]は、税率の引下げにより割安となるため、価格競争力の差が広がると指摘されている[47]。

外食産業への影響を整理すると、割高な外食を減らし割安な内食・中食へと置き換える「代替効果」と、食料品価格の低下を通して家計の実質購買力が高まることで外食需要が喚起される「所得効果」の 2 つがある。このため、外食産業の中でも、業態別に影響に濃淡が出ると予想されている。具体的には、ファストフードや喫茶等の日常利用が多い業態では、代替効果が比較的強く働くため需要減少方向に働きやすく、高付加価値なレストランでは影響は限定的となると予想されている[48]。

大綱では、外食産業に対してテイクアウト等の多角化支援を講ずることが盛り込まれている（大綱, p.6.）。他方で外食産業の業界団体は、外食も軽減税率の対象とすることを求めており、これが実現しない場合には、プレミアム付き商品券といった需要喚起策等の措置を要望している[49]。

６　時限的な税率引下げに係る課題

前節までは、減税政策をめぐる論点や実施期間における論点を提示した。本節では、2 年間の時限的な消費税減税の終了時における税率引上げに係る課題や懸念点について示す。

（1）2 年後の税率復元をめぐる困難さ

高市内閣総理大臣は「2 年後には、私が責任を持って、確実に税率を元に戻してまいります」と述べており[50]、大綱においても臨時的な減税は令和 11（2029）年 3 月 31 日までの特例であることが明示されている（大綱, p.2.）。しかしながら、税率を元に戻すタイミングでは実質的に大幅な増税となることから、税率の再引上げは困難であり、減税が 2 年間を超えて行われることになるのではないかと懸念する見方がある[51]。

---

45 「食品消費減税への支援策、業界で評価に温度差　外食「食事券導入を」／農業「簡易な給付評価」」『日本経済新聞』2026.9.11.

46 「内食」は家で食材を調理して食べること、「中食」は弁当や総菜を買って持ち帰り家や職場等で食べることをいう。「「中食」の今」『aff』2026.6.3. 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2606/spe1_01.html>

47 「食品消費税ゼロ、身構える外食店　コンビニ弁当などと価格差拡大　仕入れ控除消失、資金繰り難恐れ」『日本経済新聞』2026.1.24.

48 窪田剛士「食料品の消費税率引き下げが外食産業に与える影響整理」2026.2.10. 帝国データバンクウェブサイト <https://www.tdb.co.jp/report/economic/20260210-tdbreview-no42/>

49 「食料品の消費税率引き下げによる外食との税率差拡大について」2026.9.11. 日本フードサービス協会ウェブサイト <https://www.jfnet.or.jp/information/食料品の消費税率引き下げによる外食との税率差/>; 「消費減税に懸念「外食消費の喚起策を」　業界団体、政府に要望」『朝日新聞』2026.9.12.

50 「「飲食料品に係る消費税率の引下げ」及び「給付付き税額控除」についての会見」2026.7.30. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/105/statement/2026/0730kaiken.html>

51 佐藤　前掲注(37); 「（時時刻刻）財源後回し、急いだ「1%」　消費税「実質ゼロ」、了承した首相」『朝日新聞』2026.7.31; 「円安・金利上昇　危うさ――期限付き減税、波乱の過去　「元に戻す」は事実上増税　景気回復に重荷　「世論受け」苦慮」『日本経済新聞』2026.1.30.

（2）減税終了後の物価高騰リスク

2年間限定の消費税減税は将来の物価高を招く要因になる可能性も指摘されている[52]。欧州における付加価値税の引下げとその後の引上げについて、実施前後の価格を分析したユーセフ・ベンザルティ（Youssef Benzarti）氏（カリフォルニア州立大学サンタバーバラ校准教授）らの論文では、税率が引き下げられた時の価格下落幅よりも税率が引き上げられた際の価格上昇幅がより大きく、後者は前者の約2倍であったとしている[53]。ベンザルティ氏は、付加価値税の減税は物価高対策にはならず、後に物価高につながると述べている[54]。

他方で、ベンザルティ氏らの研究と異なる結果を示す論文もある。ポルトガルにおける基礎的な飲食料品の時限的な減税について分析した研究では、減税分はほぼ100%価格に転嫁され、税率復元時の価格転嫁率もほぼ同等であったことが示されている[55]。ドイツの時限的な減税において、スーパーマーケットチェーンにおける幅広い商品の価格変化を分析した研究では、減税終了時の価格上昇は減税開始時の価格低下よりも小さく、減税が行われなかった場合の価格水準に戻らなかったことが示されている[56]。

長谷川誠氏（京都大学准教授）は、上述の事例研究で示された価格低下効果の不確実性や、金額ベースの便益が高所得者により多く帰着するという点に着目し、支援対象の絞り込みに限界がある点を考慮すると、消費税の減税は、物価高対策としては課題の多い政策だと論じている。長谷川氏は、給付であれば家計に直接支援を届けることができるため、給付措置の方がより少ない財源で効果的な支援策となり得ると述べている[57]。

おわりに

本稿で論点を整理して示したように、飲食料品に係る消費税率の引下げをめぐっては、有識者から様々な見解が示されている。物価や消費への効果や、財源の確保、金融市場への影響といった主要な論点については、有識者の見解が分かれている。

特に、減税財源をめぐっては、減税が消費を刺激することで税収増が見込まれることもあり、財源の確保は十分に可能であるとする見解もあれば、特例公債に頼らずに財源を工面することは難しいのではないかという見解もある。消費税は、日本の社会保障を支える財源として位置付けられていることから、社会保障制度をめぐる議論も置き去りにはできないであろう。

事業者の実務的な負担や影響についても、小売事業者のPOSレジ改修等の負担や、農林漁業者の手取り収入が減少する可能性、外食事業者の中食・内食に対する価格競争力の低下といった点が懸念されている。

---

52 『日本経済新聞』前掲注(9)

53 Youssef Benzarti et al., “What Goes Up May Not Come Down: Asymmetric Incidence of Value-Added Taxes,” *Journal of Political Economy*, Vol.128 no.12, 2020, pp.4438-4440, 4448. <https://doi.org/10.1086/710558>

54 『日本経済新聞』前掲注(9)

55 ポルトガルでは、2023年4月18日から2024年1月4日まで、食料品等の軽減税率を6→0%に引き下げた。Tiago Bernardino et al., “The full, persistent, and symmetric pass-through of a temporary VAT cut,” *Journal of Public Economics*, Vol.248, 2025, pp.7-8, 10. <https://doi.org/10.1016/j.jpubeco.2025.105416>

56 ドイツでは、2020年7月から半年間、標準税率を19→16%、食料品等の軽減税率を7→5%へ時限的に引き下げた。Clemens Fuest et al., “The pass-through of temporary VAT rate cuts: evidence from German supermarket retail,” *International Tax and Public Finance*, 32(1), 2025.2, pp.67-68, 77. <https://doi.org/10.1007/s10797-023-09824-7>

57 長谷川誠「経済学でひもとく租税制度（第5回）物価高対策として消費税の一時減税は有効か」『税務弘報』74(8), 2026.8, pp.55-58.

消費税の減税は、実現すれば我が国においては前例のない施策の実施となる。減税は、経済や財政、社会保障のほか、日々の消費を始めとした身近な国民生活に幅広く影響を及ぼす施策であるため、より一層国民的な議論を深めることが必要であろう。